

# 平成31・32年度 智頭町一般競争（指名競争）参加資格審査申請手続きについて （測量・建設コンサルタント）

平成31・32年度智頭町一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の受付を行います。  
智頭町の測量等業務の入札に参加を希望する者は、以下により申請書を作成し提出してください。

## 1 受付期間等

### 【受付期間】

#### ①定期受付期間

平成31年2月1日から平成31年2月28日まで（必着）

#### ②随時受付期間

定期受付終了後随時受付可

※この場合において、資格の有効期限の始期が平成31年4月1日とならないことがあるので  
注意してください。

【受付方法】原則として、郵送又は持参とする。

《郵送又は持参の場合の提出場所》

智頭町地域整備課

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭 2072 番地 1（智頭町役場 2 階）

【提出部数】1部

※受付票の返信を希望する場合は、返信用葉書又は返信用封筒（切手貼付）を同封のこと

## 2 申請書等の入手方法

平成31・32年度智頭町指名競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の様式は智頭町のホームページからダウンロードしてください。

<http://www1.town.chizu.tottori.jp/>

（智頭町ホームページで「地域整備課 各種申請書」と検索してください。）

## 3 提出書類

- （1）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式第2-1、2-2、2-3号）
- （2）希望業務確認表（様式第2-4号）
- （3）測量等実績調書（様式第2-5号）
- （4）営業所一覧表（様式第2-6号）
- （5）技術者経歴書（様式第2-7号）
- （6）使用印鑑届【原本】
- （7）印鑑登録証明書【写し可】
- （8）納税証明書（国税）【写し可】

※消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書

◆ 法人：「その3の3」

◆ 個人：「その3の2」

(9) 納税証明書（県税）【写し可】※

※鳥取県に営業所又は事業所を有する者のみ

(10) 納税証明書（町税）【写し可】※

※智頭町内に営業所又は事業所を有する者のみ

◆ 法人：「法人市町村民税」

◆ 個人：「個人町県民税」

(11) 商業登記簿の謄本【写し可】

(12) 財務諸表（審査基準日直前の決算期分に係る貸借対照表、損益計算書）

(13) 委任状※（支店等に委任する場合のみ）

(14) 申請する業種に係る登録証明書【写し】

※印のついている書類は、提出不要のものもあるので注意すること。（4を参照）

#### 4 記入方法

各様式への記入に当たっては、5の申請に係る注意事項に留意し、次により明瞭に記載すること。

##### (1) 一般競争（指名競争）参加資格申請書（様式第2-1、2-2、2-3号）

ア「受付番号」は記入しないこと。

イ「年月日」は申請書提出の日付を記入すること。

ウ「印」は、代表者印を押印すること。

##### (2) 希望業務確認表（様式第2-4号）

記載要領をよく確認し、入札参加を希望する業務に○印を記載すること。

（注）（1）・（2）に記載した事項に変更が生じた場合は、様式第2-8号及び変更を証する書類を添付の上、速やか（事実の発生したときから2週間以内）に提出すること。

##### (3) 測量等実績調書（様式第2-5号）

（注）記載した各業務についての実績を証明する書類を添付してください。（添付する際の優先順位はアからウの順。いずれも写し）

ア TECRIS（測量調査設計業務実績情報サービス）の「登録内容確認書（契約実績）」

または PUBDIS（公共建築設計者情報システム）の「登録内容確認書（契約実績）」

イ 上記書類が無い場合

「契約書」及び「完成検査結果通知書」

ウ さらに「完成検査結果通知書」が無い場合

「契約書」及び「同契約が完了したことが分かる書類（注文者の受領証または委託料が振り込まれた通帳等）」

##### (4) 営業所一覧（様式第2-6号）

##### (5) 技術者経歴書（様式第2-7号）

（注）県内業者については、実務経験者を除く全員の資格者証等の写しを提出してください。（県外

業者については、資格者証等の写しの提出は必要ありません。）

「法令による免許等」の欄は、下表に掲げる免許等を記入してください。

業 種	法令による免許等
測 量 業	測量士 測量士補
建築関係コンサルタント業	構造設計一級建築士 設備設計一級建築士 一級建築士 建築設備士 二級建築士 建築積算士（建築積算資格者）
建設コンサルタント業	技術士 一級土木施工管理技士 農業土木技術管理士 環 境計量士 RCCM 実務経験者
地 質 調 査 業	技術士 地質調査技師 実務経験者
補償コンサルタント業	不動産鑑定士 土地家屋調査士 司法書士 補償業務管理 士 実務経験者
一 般 調 査 業	業務に関し必要な資格

また、次により記入してください。

ア 同種の免許等において、複数の区別のあるものについては、上位の資格のみを記入してください。

（記入例）「測量士」と「測量士補」の資格を有する場合は、「測量士」のみ記入

「一級建築士」と「二級建築士」の資格を有する場合は、「一級建築士」のみ記入

イ 「技術士」の資格を有する場合は、部門と選択科目を併せて記入してください。

（記入例）技術士（総合技術監理部門（地質））

ウ 「実務経験者」は、下記に該当する者としてください。

業 種	実 務 経 験 者
建設コンサルタント業	学校教育法による大学または高等専門学校を卒業した後、建設 コンサルタント登録を受けた登録部門に係る業務に関し20年 以上実務の経験を有する者その他当該業務に関し30年以上実 務の経験を有する者
地質調査業	学校教育法による大学または高等専門学校において地質調査業 務登録規定別表第1項に掲げる学科を修めて卒業した後、地質 調査に関し15年以上実務の経験を有する者
補償	補償コンサルタントの登録を受けた登録部門に係る補償業務に 関し7年以上実務の経験を有する者

（注）この経歴書に記載した職員に変更（退職、資格の変更（追加））が生じた場合は、様式2-8号  
により、変更を速やか（事実の発生したときから2週間以内）に届け出ること。

ただし、採用にあつては、採用後3ヶ月経過後、2週間以内に届け出ること。

【提出部数】1部（控えが必要な場合は2部提出のこと）

(6) 使用印鑑届（原本）

(7) 印鑑登録証明書（写し可）

(8) 納税証明書（国税）

ア申請前3ヶ月以内に発行されたものを提出のこと。（写し可）

イ株式会社は税務署発行のもの（その3-2（個人）、その3-3（法人））とする。

（電子納税証明書の写しでは不可としますので、ご注意ください。）

ウ証明を受ける税目は、「消費税及び地方消費税」「法人税又は所得税」とする。

(注) 納付すべき税額がない場合でもその旨の証明書を添付すること。

未納がある場合は、入札参加資格を認定しない（申請を受理しない）ので注意すること。

(9) 納税証明書（県税）※

ア鳥取県内に営業所又は事業所を有する者のみ提出のこと。

イ申請前3ヶ月以内に発行されたものを提出のこと。（写し可）

ウ様式は県税事務所発行のものとする。

エ証明を受ける税目は、個人県民税を除く全税目とする。

未納がある場合は、入札参加資格を認定しない（申請を受理しない）ので注意すること。

(10) 納税証明書（町税）※

ア智頭町内に営業所又は事業所を有する者のみ提出のこと。

イ申請前3ヶ月以内に発行されたものを提出のこと（写し可）

未納がある場合は、入札参加資格を認定しない（申請を受理しない）ので注意すること。

◆法人：「法人市町村民税」

◆個人：「個人町県民税」

(注) 納付すべき税額がない場合でもその旨の証明書を添付すること。

(11) 商業登記簿の謄本（写し可）

◆法人：登記簿謄本（全部事項証明書）の履歴事項証明書又は現在事項証明書

◆個人：身分証明書、住民票の抄本及び登記されていないことの証明書（後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明）

(12) 財務諸表

※審査基準日直前（平成30年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度）の決算期分に係る貸借対照表、損益計算書を提出のこと。

(13) 委任状※

※支店等に委任する場合のみ提出のこと。

(14) 申請する業種に係る登録証明書【写し】

ア測量業務を希望する場合

測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者の登録

イ建築関係建設コンサルタント業務のうち不動産鑑定を希望する場合

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築事務所の登録

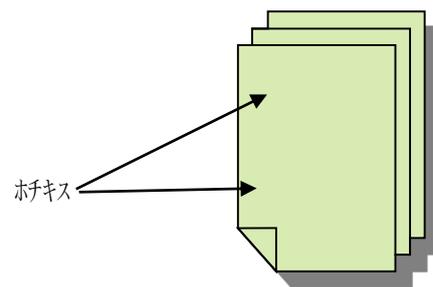
ウ補償関係コンサルタント業務のうち不動産鑑定を希望する場合

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による不動産鑑定業者の登録

#### 5 申請に係る注意事項

- (1) 鉛筆での記入は不可とする。
- (2) パソコン等で入力し印刷したものでよい。
- (3) 各書類に記載しきれない場合は、別葉とすること。
- (4) 原則、申請書はA4縦綴じホチキス留めとすること。

ただし、ホチキス留めが難しい場合は、紐綴じ、フラットファイルでも可。



#### 6 入札参加資格の有効期限

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

#### 7 問い合わせ先

智頭町地域整備課 〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭 2072 番地 1  
(智頭町役場 2階)

電話：0858-75-4113

FAX：0858-75-4124

メール：[kensetsu@town.chizu.tottori.jp](mailto:kensetsu@town.chizu.tottori.jp)

(注) 問い合わせは、極力 FAX 又はメールによりお願いします。

問い合わせ内容に不明な点がある場合は、担当より連絡させていただきます。

#### 8 その他

○提出していただいた申請内容について、一部公開することがありますので、あらかじめご了承ください。

○様式第2-1、2-2、2-3、2-4、2-7号の記載事項に変更が生じた場合の様式第2-8号様式等の提出先

智頭町地域整備課 〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭 2072 番地 1